

資料 4

無形文化遺産保護条約に関する特別委員会（第5回）
H22.7.8

文化審議会文化財分科会の会議の公開について (平成22年2月19日文化審議会文化財分科会決定)

文化審議会文化財分科会（以下「分科会」という。）の議事の公開については、文化審議会文化財分科会運営規則（平成22年2月19日文化審議会文化財分科会決定）第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 分科会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（3）までの案件を審議する場合を除く。
 - （1）分科会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定により文化審議会の権限に属させられた事項に関する案件
 - （3）上記のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日）までに、文化庁ホームページに掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、分科会の事務局の定める手続により、出席の登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、次の各号に掲げる者とし、その人数は、原則として当該各号に定める人数とする。
 - （1）放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - （2）前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
4. 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
5. 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
6. 前二項に規定する行為を行う者に対しては、分科会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(議事録の公開)

7. 議事録は公開とする。ただし、第1項ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、第1項ただし書の(3)に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、第1項ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

(専門調査会等の会議の公開等)

9. この決定は、分科会に置かれる専門調査会、企画調査会、世界文化遺産特別委員会及び無形文化遺産の保護に関する特別委員会（以下「専門調査会等」という。）において特に定めるものを除き、専門調査会等の会議に準用する。